

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院  
長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 基本測量（地磁気測量）

二 測量の地域 吉野郡十津川村

三 測量の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで